

Ⅶ サブWG検討結果6：入出港（中間報告）

2014年11月14日

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社

1 港湾サブシステムのNACCS統合について

- 第6次NACCS更改時に港湾サブシステムをNACCSに統合

2 出港サブWGにおける主要検討事項について

1. 入出港関連手続における呼出し機能の充実
2. 通知情報の集約
3. 1船当りの旅客数の拡大
4. 「乗組員情報登録（VTX02）」業務等の入力項目の追加
5. 保障契約証明書等の番号の桁数拡大
6. 保証契約情報の保障限度額における通貨コードの必須化
7. 港長と港内管制信号所への同時申請の可能化
8. 危険物の作業種別のチェック変更
9. 入国管理局宛ての乗組員情報におけるマニュアル扱い
10. 過去申請情報の参照
11. 外航バース、内航バースチェックの追加
12. 乗員情報、旅客情報の入力方法の改善
13. 次航海における旅客情報や船用品情報が無い場合への対応
14. 危険物荷役許可情報の英語表記
15. 事項登録業務（とん税等納付申告／TPC）の新設の方針
16. 「とん税等納付申告（TPC）」業務におけるチェック機能の追加
17. 「不開港出入許可申請（CPC）」業務における船舶基本情報と純トン数との一致
18. 船舶コードのIMO番号への変更
19. 1船舶あたりの運航情報件数の拡大

3 入出港業務のプログラム変更要望検討結果

- 42案件の検討結果一覧

※以下については、現在検討および、確認中のため、次回以降のサブWGにて提案する予定となっております。

- 乗員上陸許可支援システムとの連携改善
- Webインターフェースにおける入出港業務
- 入出港・港湾シングルウィンドウ手続における照会業務の機能拡充
- シングルウィンドウ業務における添付業務の仕組みの提供
- 書類番号の見直し

1 港湾サブシステムのNACCS統合について

港湾サブシステムについては、平成20年10月からNACC Sのサブシステムとしてサービスを提供しているが、第6次NACC S更改のタイミングでNACC Sへの完全統合を行い、ハードウェアの共有化による資源の有効利用、保守・運用の一元管理及びバックアップセンターの設置等によるシステムの信頼性の向上等を図る。

区 分	概 要
1. 個別検討事項	港湾サブシステムのNACC S統合化
2. 現行仕様	港湾サブシステムについては、港長、港湾管理者等に対する入出港手続きを処理するシステムとして、平成20年10月からNACC Sのサブシステムとして稼働している。
3. 見直しの経緯 (利用者の要望等)	・ 港湾サブシステムにはバックアップセンターが設置されていない。 ・ サブシステムとして業務処理を行うため、関係省庁等からの回答通知等の統一化が図られていない。
4. 次期仕様	NACC S本体への統合を図り、効率的なハードウェアの利用、バックアップセンターの設置等を行う。また、本体への統合を機に業務処理の見直しを行い、更に利便性に優れたシングルウィンドウサービスを実現する。

2 入出港サブWGにおける主要検討事項について

2 入出港サブWGにおける主要検討事項（1）

入出港サブWGにおいては、以下の事項について検討を実施した。

No.	検討事項	現行仕様／問題点	検討結果
1	入出港関連手続における呼出し機能の充実	- 船舶基本情報の登録以降、入港前統一申請～入港届等～出港届等まで、「入港前統一申請（VPX）」、「入港届等（VIX）」、「出港届等（VOX）」業務で登録した情報については、「入港前統一申請B（VPT）」、「入港届等B（VIT）」、「出港届等B（VOT）」業務で呼び出すことができない。 - VPX業務、VIX業務、VOX業務について呼出し業務がない。	① VPX、VIX、VOX業務等にて、事前に登録した情報の呼び出しを可能とする業務を新設する。 ② Webインターフェースにて「船舶運航情報登録（VTX01）」業務等で登録した情報の呼出しを可能とする。 ③ Webインターフェース及びパッケージソフト間で入出港情報の相互呼出しを可能とする。 なお、次期においては、V●T業務等及びJ●T業務等はWebインターフェースにより提供する。
2	通知情報の集約	現行システムでは、入出港業務において、NACCSと港湾サブシステム間の連携により、1業務の入力に対して複数の通知情報（処理結果通知、格納通知、受信確認通知）を申請者宛てに出力している。 <問題点> - NACCSで正常終了しても、他の申請でエラーとなる可能性がある。 - 複数の処理結果通知・格納通知・受信確認通知が返却され、申請結果の確認作業が煩雑になる。 - 港湾サブシステムでエラーとなった場合、エラーの申請のみを訂正・再申請する必要があり、煩雑な運用になっている。	次期システムでは、港湾サブシステムのDBや業務処理をNACCSに統合することにより、格納通知、受信確認通知を処理結果通知へ集約する。なお、入国管理局宛の申請に対する。 通知情報の集約については、<u>法務省様と調整中</u>。 申請控情報の出力については別途検討する。

2 入出港サブWGにおける主要検討事項（2）

No.	検討事項	現行仕様／問題点	検討結果
3	1 船当りの旅客数の拡大	1 船舶コードで登録できる旅客数は最大3,000人までしか登録できない。	1 船舶コードで登録できる旅客数を8,000人まで可能とするよう変更する。
4	「乗組員情報登録（VTX02）」業務等の入力項目の追加	「乗組員情報登録（VTX02）」業務等に性別を入力する項目がない。	VTX02業務等に性別を任意項目として追加するよう変更する。
5	保障契約書番号の桁数拡大	「入港前統一申請（VPX）」業務における保障契約書番号について、20桁を超える入力が出来ない。	VPX業務等における保障契約書番号について、桁数を30桁とするよう変更する。
6	保証契約情報の保障限度額における通貨コードの必須化	「入港前統一申請（VPX）」業務等において、保障契約情報の保障限度額単位1,2の通貨コードを任意としている。	VPX業務等において、保障契約情報の入力を以下の通り変更する。 ・保障限度額が入力された場合、保障限度額単位を必須とする。 ・保障限度額単位が入力された場合、保障限度額を必須とする。
7	港長と港内管制信号所への同時申請の可能化	「入港前統一申請（VPX）」業務等において、申請先の入力欄が1つしかないため、港長宛と港内管制信号所宛の申請が同時にできない。	・VPX業務等において、港長宛と港内管制信号所宛の申請が同時にできるよう、「港内管制信号所」欄を追加する。 ・前記の変更に伴い、IVS業務に「港内管制信号所」欄を追加する。
8	危険物の作業種別のチェック変更	「入港前統一申請（VPX）」業務等において、危険物荷役許可申請と停泊場所指定願の届出を行う際に「危険物の作業種別」として「LLO：積み込み」を使用する事が出来ない。	VPX業務等において、危険物荷役許可申請と停泊場所指定願の届出を行う際に「危険物の作業種別」として「LLO：積み込み」を使用可能とする。

2 入出港サブWGにおける主要検討事項（3）

No.	検討事項	現行仕様／問題点	検討結果
9	入国管理局宛ての乗組員情報におけるマニュアル扱い	「入港前統一申請（V P X）」業務等による入国管理局への入港通報（予備審査情報）の際、乗組員情報処理識別欄について、「システム」と「マニュアル」を選択できるが、入国管理局は「マニュアル」を受け付けていない。	V P X業務等による入国管理局への入港通報（予備審査情報）の際、乗組員情報処理識別欄について、「マニュアル」にて送信した場合はエラーとするように変更する。
10	過去申請情報の参照	申請情報について、オンライン保存期間は30日となっている。	オンライン保存期間を30日から60日に変更する。
11	外航バース、内航バースチェックの追加	「船舶運航情報登録（V T X 0 1）」業務等において、バースコードを入力する項目に対し、外航バースか内航バースのチェックを行っていないため、出港届提出時にエラーとなる。	V T X 01業務等において、バースコードを入力する項目に対し、使用可能なバースが入力されているかのチェックを追加する。入力したバースコードが外航バースか、内航バースかを判断し、内外航識別が内航の場合ワーニングとするよう変更する。
12	乗員情報、旅客情報の入力方法の改善	「乗組員情報登録（V T X 0 2）」業務等において、乗員情報や旅客情報の途中行に空欄があると登録できない。	V T X 0 2業務等において、乗員情報や旅客情報に対し、途中行に空欄があった場合であってもエラーとせず登録を行う。また、「旅客情報登録（V T X 0 3）」業務において、1,500人を超えたページまたがりの旅客情報の一部を削除した場合は、旅客明細を繰り上げて登録する。
13	次航海における旅客情報や船用品情報が無い場合への対応	「旅客情報登録（V T X 0 3）」業務及び、「船用品情報登録（V T X 0 4）」業務について、削除ができない。	V T X 0 3業務、V T X 04業務について、削除できるよう変更する。
14	危険物荷役許可情報の英語表記	「入港前統一申請（V P X）」業務等の港長宛の申請に対する回答通知について、回答通知コードに対する内容が一部日本語表記となっている。	港長宛の申請に使用する回答通知コードについて、英語表記となるよう変更する。

2 入出港サブWGにおける主要検討事項（４）

No.	検討事項	現行仕様／問題点	検討結果
15	事項登録業務（とん税等納付申告／ＴＰＣ）の新設の方針	第２回海上輸出入通関・海上物流等（合同）WG（2012.6.21）において提案した、プログラム変更要望に対する対応の一つとして、申請業務のうち事項登録業務の存在しない手続きについて、事項登録業務・確認業務の追加を検討する。 （基本仕様書 IV-5 新規業務および機能拡充 １.プログラム変更要望に基づく新規業務（２）） 現状、事項登録業務が存在しない申請業務のうち、事項登録業務・確認業務の追加を検討することとしている手続きは、以下のとおり。 ▶ 本船・ふ中扱い承認申請（ＨＦＣ） ▶ 輸入マニフェスト通関申告（ＭＩＣ） ▶ 輸出マニフェスト通関申告（ＭＥＣ） ▶ 海上保税運送申告（ＯＬＣ）※１ ▶ 輸出自動車情報登録（ＭＯＡ）※２ ▶ とん税等納付申告（ＴＰＣ）※３	ＴＰＣ業務について、事項登録業務・確認業務を追加するメリットが認められないことから、対応はしないこととします。
16	とん税等納付申告（ＴＰＣ）業務におけるチェック機能の追加	第８回海上輸出入通関・海上物流等（合同）WG（2014.8.28）において提案した、プログラム変更要望対応の検討項目として、「とん税等納付申告（ＴＰＣ）」業務におけるチェック機能の追加を検討する。 <要望内容> 申請等を行わなければ、船舶運航者は申告者として認められないにも関わらず、ＴＰＣ業務の船舶運航者の欄は必須入力になっていないため、事前申請を行わなくてもそのまま税関に対して送信できてしまう。 船舶運航者コードを入力した際に「事前申請が必要である」旨のワーニング表示が出るようにしてほしい。 ＴＰＣ業務画面で事前申請の有無を入力できる欄を追加し、事前申請をしていない状況で船舶運航者コードを入力した際にエラー表示が出るようにしてほしい。	ＴＰＣ業務における入力チェックを変更する。 ①入力項目に「特別納税義務者の有無」の入力欄を追加する。 「入力項目／０：無し、１：有り」 ②特別納税義務者である場合、船舶運航者の入力を必須とする。

2 入出港サブWGにおける主要検討事項（5）

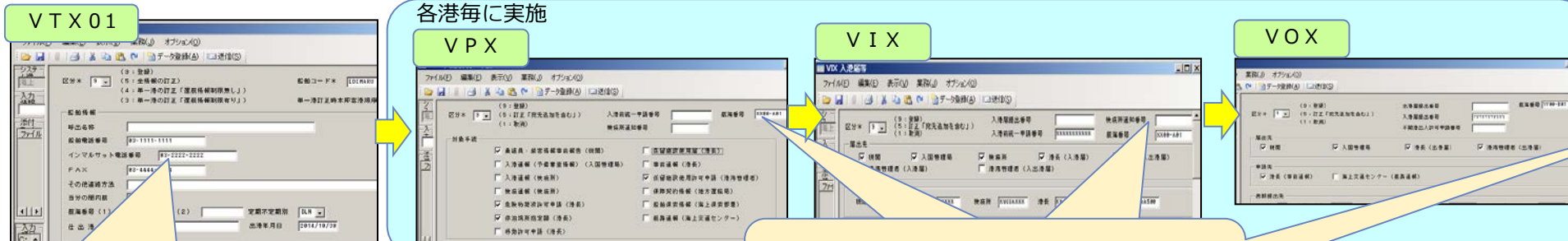
No.	検討事項	現行仕様／問題点	検討結果
17	C P C業務における船舶基本情報と純トン数との一致	第8回海上輸出入通関・海上物流等（合同）WG（2014.8.28）において提案した、プログラム変更要望対応の検討項目として、「不開港出入許可申請（C P C）」業務における船舶基本情報と純トン数とのチェック機能の追加を検討する。 <要望内容> ① C P C業務において、送信前に確認画面において入力内容を確認出来るようにしてほしい。 ② 純トン数と船舶 D B に相違がある場合は、エラー（送信しない）としてほしい。	C P C業務において、入力された純トン数が、「船舶基本情報登録（V B X）」業務等で登録された純トン数と同一でない場合、エラーとするよう変更する。 ①については②の対応で要望が改善される。
18	船舶コードの I M O 番号への変更	船舶を特定するコードについて、現状の信号符字等による特定から、I M O 番号による特定を行うように見直しを行う。	I M O 番号を主キーとすることとせず、現行同様に主キーを信号符字等とする。
19	1船舶あたりの運航情報件数の拡大	現在運航情報については、船舶単位に一つのみ保持することができる。ただし、短期間で複数の航海を行う船にとっては、前航海が終わる前に次の運航情報を登録しなくてはならないが、システムではできない状態となっている。	次ページ【資料 1 ～ 4】参照

【次期】 1船舶あたりの運航情報の登録件数の拡大

運航情報をVTX01業務にて複数登録できるよう変更する。その際に、入力した航海番号単位に運航情報が作成される。
VPX・VIX・VOX業務を実行する場合は、使用したい運航情報に登録した航海番号を入力する。
航海番号については、システムで払い出すものではなく運用にて使用しているものを登録する。

同一の船舶コード：NACCS001

航海（例：（航海番号：A01）{寄港地：KRPUS-JPTYO-JPOSA-KRPUS}）



入力した、航海番号毎に運航情報が登録される。なお航海番号は実際の運用で使用しているものを登録する。

（例：航海番号：A01）

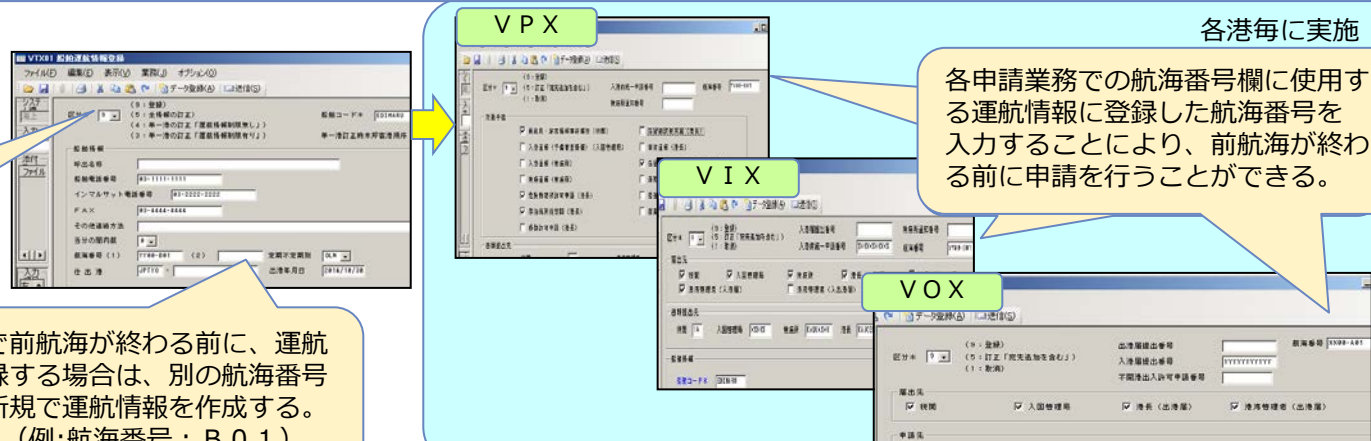
※ 同一の航海番号があった場合はエラー
※ 航海番号（2）については、あくまで任意項目としてのみ使用し、運航情報のキーとはしない。

新しい航海番号での運航情報を作成する場合は、「処理区分9：登録」で新規登録を行う。

同じ船舶で前航海が終わる前に、運航情報を登録する場合は、別の航海番号を入力し新規で運航情報を作成する。
（例：航海番号：B01）

VPX・VIX・VOX業務において、どの運航情報を使うかを、航海番号を入力することにより、その運航情報を使う。

航海（例：（航海番号：B01）{寄港地：KRPUS-JPNGO-JPYOK-USLAX}）



各港毎に実施

各申請業務での航海番号欄に使用する運航情報に登録した航海番号を入力することにより、前航海が終わる前に申請を行うことができる。

【次期】 運航情報登録件数の拡大後における運航情報の訂正

運航情報を訂正したい場合は、現行と同様に処理区分を訂正にすることにより実施ができる。

ただし、入力した航海番号に紐づく運航情報が訂正されるため、訂正したい航海番号を入力するよう変更する。

同一の船舶コード：NACCS001

航海（例：（航海番号：A01）{寄港地：KRPUS-JPTYO-JPOSA-KRPUS}）

VTX01

各港毎に実施

VPX

VIX

VOX

運航情報を新規で登録を行う。
（例：航海番号：A01）

運航情報を訂正する場合は、
処理区分を訂正にて実施を
行う。（現行と同じ）

入力した航海番号にて登録され
ている運航情報が訂正される。
（例：航海番号：A01）

運航情報が訂正された時点
で、その後の申請にて使用
する際に、変更後の運航情
報が保管される。

【次期】 運航情報登録件数拡大後における運航情報の削除

運航情報を削除したい場合は、処理区分の削除を選択し、入力された航海番号の運航情報の削除を行う。

また、それ以外に運航情報に紐づく船舶基本情報が削除された場合と、最後に運航情報が使用されてから60日経過後にシステムから運航情報を削除する。

同一の船舶コード：NACCS001

航海（例：（航海番号：A01）{寄港地：KRPUS-JPTYO-JPOSA-KRPUS}）

VTX01

各港毎に実施

VPX

VIX

VOX

運航情報を新規で登録を行う。
（例：航海番号：A01）

航海が終了し、運航情報を使用しない場合は削除を行う。
（※）NACCSパッケージソフトにて削除を行わない場合も、
以下の条件の場合は削除を行う。

- ・ 運航情報に紐づく船舶基本情報が削除された場合。
- ・ 最後に運航情報が使用されてから60日経過後

処理区分を「1:削除」を
追加し、運航情報を削除
したい場合は、処理区分
削除を選択する形とする。

VTX01

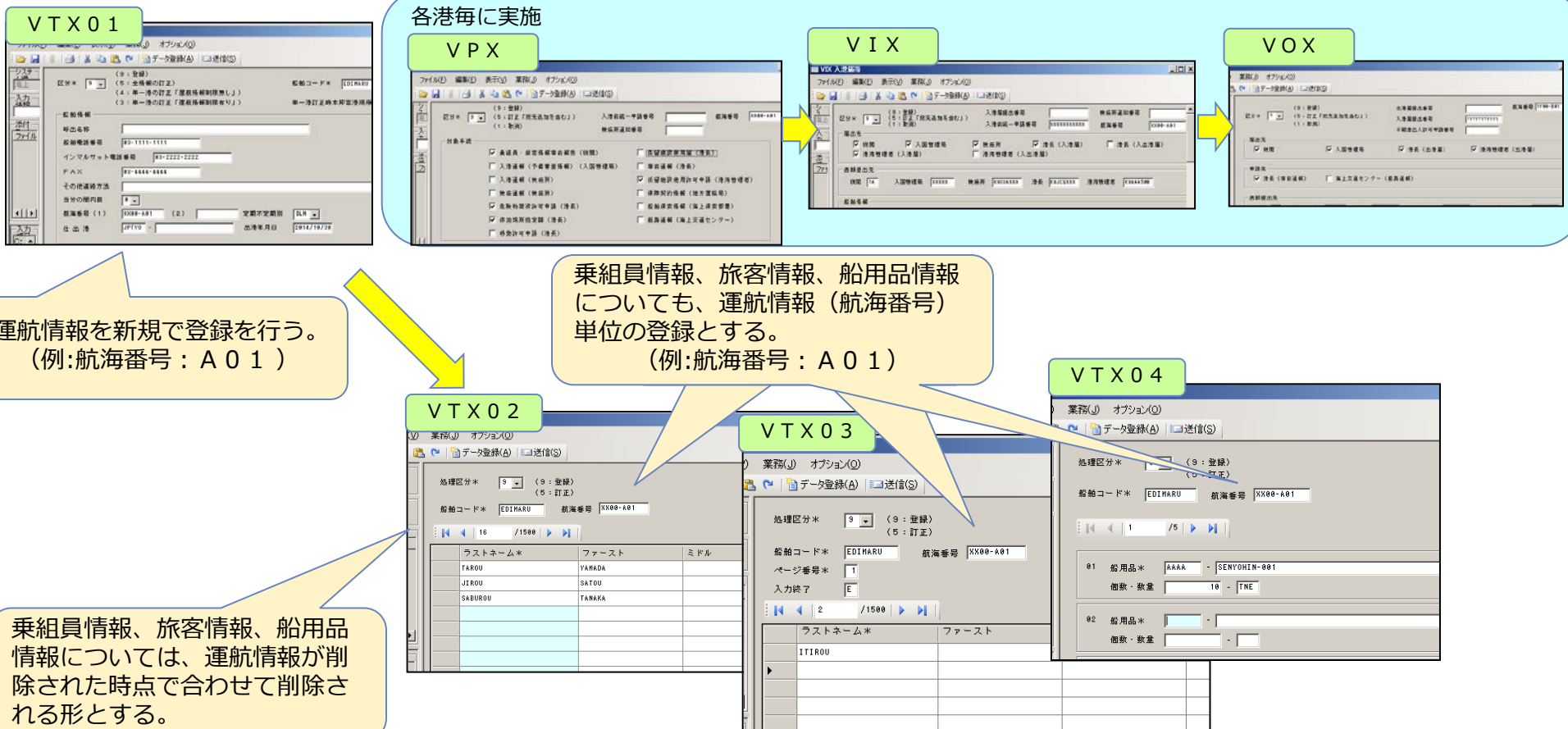
入力した航海番号にて登録され
ている運航情報が削除される。
（例：航海番号：A01）

【次期】 運航情報（乗組員・旅客・船用品情報）の登録

乗組員情報・旅客情報・船用品情報については、各業務に航海番号の入力欄を設け、運航情報（航海番号）単位に登録できるようにする。

同一の船舶コード： NACCS001

航海（例：（航海番号：A01）{寄港地：KRPUS-JPTYO-JPOSA-KRPUS}）



3 入出港業務のプログラム変更要望検討結果

3 入出港業務のプログラム変更要望検討結果（1）

	要望元	業務コード	変更要望内容	検討状況	実施可否
1	事務所個別	C P C	①不開港出入港申請（C P C）業務において、送信前に確認画面等において入力内容を確認できるようにしてほしい。 ②純トン数と船舶D Bに相違がある場合は、エラー（送信しない）としてほしい。	①②を対応することで変更要望が改善される予定 ②エラーとすることで対応	①× ②○
2	事務所個別	C R W 0 3	ショアパスの発給日の記入欄が無い場合、記入する欄を設けてほしい。	関係省庁様に検討を依頼	×
3	船舶代理店協会	C R W 0 3	V P T業務で乗員情報を入力後、C R W 0 1業務で情報を呼び出し、C R W 0 3業務をする際に、V P T業務にて備考欄に入力した「身分証明書有効期限」が反映されないため、V P T業務で乗員情報を入力する際に「身分証明書有効期限」欄を設けて、C R W 0 3業務で反映させ、C R W 0 3業務で入力する項目を極力減らす。	乗員上陸許可支援システムとの連携改善事項として検討	△
4	船舶代理店協会	C R W 0 3	乗員上陸許可申請（C R W 0 3）業務画面について、C R W 0 1業務で呼び出しているのにも関わらず、船舶運航者コード・船舶運航者名・船舶代理店電話番号を入力しなければならないため、これらの項目を呼び出してほしい。	乗員上陸許可支援システムとの連携改善事項として検討	△
5	船舶代理店協会	I V D	入出港日別照会において照会できる日がシステム年月日≤入出港（予定）年月日となっており、過去（確定情報）の照会ができないため、照会できる範囲を過去（10日程度前）まで遡って照会可能としてほしい。	システムの対応が難しいことから実施しない。	×
6	日本船主協会	I V S	「A 1 :船舶運航情報照会」では、照会時点での本邦寄港地順序は照会できるが、運航情報の登録、訂正履歴が出力されないため、I V S業務の「A 1」にて、登録・変更の日時、利用者コードが出力されるようにしてほしい。	運航情報複数化で変更要望が改善される予定	×
7	事務所個別	J P T	入出港関係業務に係る申請内容と許可内容を1枚で出力してほしい。	申請項目、出力情報等の見直しで対応	○
8	船舶代理店協会	J P T V P T V P X	危険物荷役許可書、停泊場所指定願、係留施設使用届等について、申請者に対しても関係官庁に出力されているものと同様の申請内容が記載された許可情報を自動出力してほしい。	申請項目、出力情報等の見直しで対応	○
9	船舶代理店協会	T P C	申請等を行わなければ、船舶運航者は申告者として認められないにも関わらず、T P C業務の船舶運航者の欄は必須入力になっていないため、事前申請を行わなくてもそのまま税関に対して送信できてしまう。 ①船舶運航者コードを入力した際に「事前申請が必要である」旨のワーニング表示が出るようにしてほしい。 ②T P C業務画面で事前申請の有無を入力できる欄を追加し、事前申請をしていない状況で船舶運航者コードを入力した際にエラー表示が出るようにしてほしい。	①は対応せず、②についてのみ対応予定	①× ②○

3 入出港業務のプログラム変更要望検討結果（2）

	要望元	業務コード	変更要望内容	検討状況	実施可否
10	船舶代理店協会	V B Y	船舶基本情報の登録内容の変更について、他の港の代理店が入港前統一申請や入出港業務を行っていないか確認メッセージを表示してほしい。	検討しない（他港における船舶代理店等が明らかとなるため問題があると考えられる。）	×
11	事務所個別	V B Y 1 1	出港（出港許可）が完了するまで、他の利用者により船舶基本情報の訂正や削除ができないようにしてほしい。	対応することは困難（他の利用者への影響が大きい）	×
12	事務所個別	V I T	入港届 B（V I T）業務の入港前外国の寄港地の入出港年月日について、未来の日付はエラーを表示してほしい。	関係省庁様の運用が異なるため、対応は困難	×
13	事務所個別	V I T	入港届 B（V I T）業務の当港入港前本邦寄港地の入出港年月日について、未来の日付はエラーを表示してほしい。	関係省庁様の運用が異なるため、対応は困難	×
14	事務所個別	V I T	入港届 B（V I T）業務の入港港情報のびょう泊日時・着岸日時について、未来の日付はエラーを表示してほしい。	関係省庁様の運用が異なるため、対応は困難	×
15	事務所個別	V I T	入港届 B（V I T）業務の入港港情報の離岸日時について、過去の日付はエラーを表示してほしい。	関係省庁様の運用が異なるため、対応は困難	×
16	船舶代理店協会	V I T V O T	入港届のデータを利用して、出港届を提出できるようにしてほしい。	入出港業務における呼出し機能の改善で対応	○
17	事務所個別	V I X V I T	入港届（V I X、V I T）業務の訂正・取消をした場合に、入港届（転錨届）訂正・取消情報を出力してほしい。 また、出港届（V O X、V O T）業務においても、訂正情報が出力されるようにしてほしい。	情報を不要とする利用者もいることから、対応することは困難	×
18	事務所個別	V I X V O X	V T X 0 1（船舶運航情報登録）業務、及び V P X（入港前統一申請）業務の段階で、外航バースでないのであれば、その時点でエラーが出力されるようにしてほしい。	ワーニング出力で対応	○
19	事務所個別	V O T	出港届 B（V O T）業務の本邦入港前外国の寄港地の入出港年月日について、未来の日付はエラーを表示してほしい。	関係省庁様の運用が異なるため、対応は困難	×
20	事務所個別	V O T	出港届 B（V O T）業務の当港入港前本邦寄港地の入出港年月日について、未来の日付はエラーを表示してほしい。	関係省庁様の運用が異なるため、対応は困難	×
21	事務所個別	V O T	出港届 B（V O T）業務の出港港情報の離岸日時について、過去の日付及び入力日から起算して10日以上経過する日はエラーを表示してほしい。	関係省庁様の運用が異なるため、対応は困難	×

3 入出港業務のプログラム変更要望検討結果（3）

	要望元	業務コード	変 更 要 望 内 容	検討状況	実施可否
22	事務所個別	V O T	出港届 B（V O T）業務の送信時に「入港届提出番号が入力されていないが、問題無いか。」という旨のワーニングを表示してほしい。	任意項目について都度ワーニング出力を出すことは不要とする利用者様もいるため、対応は困難	×
23	事務所個別	V P T	保証契約書番号が22桁で入力できなかった。保証契約書番号が21桁以上の船舶のシステム利用を担保してほしい。 今後、21桁以上の保証契約書番号が増えることもあることから、桁数の変更ができなくても、運用で対応できるよう地方運輸局と調整してほしい。	今後を考慮し30桁とする。	○
24	事務所個別	V P T	乗組員・旅客情報事前報告（税関）に「出港予定日時」項目を追加するか、「備考欄」を項目追加してほしい。	要望内容が不明な為、対応は困難	×
25	船舶代理店協会	V P T	V P T業務での入国管理局への申請で、乗組員情報の提出方法を「システム」と「マニュアル」から選択できるが、入国管理局は「マニュアル」処理でのシステム業務を受け付けられないため、入国管理局で受け付けるようにするか、入国管理局に対する「マニュアル」の選択ができないようにしてほしい。	エラーチェックを追加する事を法務省様に提案中	×
26	船舶代理店協会	V P T	V P T業務でシステム入力できる乗員数の上限が500名である一方、C R W業務での乗員数の上限は1500名となっているため、V P T業務及びC R W 0 3業務での乗員数の制限を無くしてほしい。	V P T業務において500名超を実現することは、電文長の関係から対応することは困難。 ただし、We b化を図る場合は、改めて検討	×
27	事務所個別	V P T	入港前統一申請 B（V P T）業務のびよう泊日時、着岸日時、離岸日時について、過去の日付はエラーを表示してほしい。	関係省庁様の運用が異なるため、対応は困難	×
28	船舶代理店協会	V P T V I T	V P T業務の事前通報やV I T業務の外国寄港地、国内寄港地の欄を、別では無く、国内、国外統一にしてほしい。	改変規模が大きいため、対応は困難	×
29	日本船主協会	V P X等	入出港業務において申請後に訂正を行う場合、税関は訂正を認めているが、入国管理局は新規で申請を行う必要があるため、各官庁における訂正方法を統一してほしい。	運用面の検討を関係省庁様に依頼	×
30	日本船主協会	V T X 01	スケジュール変更（ローテーション変更）により寄港順序が入れ替わるが、その場合入替作業（転記等）が必要となり時間を要す。また、転記によるミスに繋がる可能性があるため、寄港順序を変更可能にしてほしい。若しくは、本邦寄港地情報に寄港順の表示を設け、任意で寄港順序が変更できるようにしてほしい。	寄港順序の変更に係る改善で対応	○

3 入出港業務のプログラム変更要望検討結果（4）

	要望元	業務コード	変 更 要 望 内 容	検討状況	実施可否
31	事務所個別	VTX01 IVS	船舶運航情報登録（VTX01）の変更について、入港前統一申請（VPX）業務又は入港届B（VIX）業務後、出港までの間に、他港の代理店が変更できないようにしてほしい。	実運用上、対応は困難	×
32	事務所個別	VTX01 IVS	入港前統一申請（VPX）、入港届（VIX）、出港届（VOX）の訂正について、本邦寄港順序の訂正が簡易に出来るようにしてほしい。	費用対効果の観点から、対応は困難	×
33	事務所個別	VTX01 IVS	入出港届等照会（IVS）業務で照会した際に、どこの船舶代理店が船舶運航情報を訂正したかが分かるように、業務履歴を追加してほしい。	検討しない（他港における船舶代理店等が明らかとなるため問題があると考えられる。）	×
34	船舶代理店協会	VTX02	入国管理局及び税関に対する乗組員情報の登録及び変更のタイミングを統一してほしい。	運用上タイミングを同時にすることが困難なため、対応しない	×
35	船舶代理店協会	VTX02	税関と入国管理局に、共通のデータが送信されるようにしてほしい。	乗員上陸許可支援システムとの連携改善事項として検討	△
36	日本船主協会	VTX03 VTX04	次の航海において旅客及び船用品が無い場合、VTX03、VTX04業務でNILとして送信する必要があるため、当該業務に処理区分に「削除」機能を設けてほしい。	次の航海における旅客情報や船用品情報が無い場合への対応で対応	○
37	事務所個別	VTX13 VTX14	入港前統一申請（VPX）業務で旅客と船用品情報を「無し」とした場合、旅客と船用品情報が添付されないようにしてほしい。	次の航海における旅客情報や船用品情報が無い場合への対応で対応	○
38	事務所個別	VTX13 VTX14	入港前統一申請（VPX）業務で一度入力した旅客と船用品情報について、削除できるようにしてほしい。	次の航海における旅客情報や船用品情報が無い場合への対応で対応	○
39	事務所個別	VPT	VPT業務の乗組員情報を登録する場合、通番がないこと又表示される行が少ない（13行）ことから、入力終了後に乗組員数の確認が取り難い状況である。（入力チェックに時間がかかる。） また、乗組員が変更となった場合の訂正入力時においても確認がし難い。 乗組員情報入力欄の最左欄に通番号を表示してほしい。また、表示される行を増やすことで、より多くの登録した情報を一画面で確認できるようにしてほしい。	グリッド機能を利用してExcel等に展開のうえ、対応いただきたい。 なお、Web化を図る場合は、改めて検討	×

3 入出港業務のプログラム変更要望検討結果（5）

○サブWGにおいて追加となった要望

	要望元	業務コード	変更要望内容	検討状況	実施可否
40	日本船主協会	I V K	I V K業務で照会した際、当該本船が売船により複数の船舶コードが存在する 場合がある。この場合、どのコードに係る船舶基本情報が最新のものが容易に 判別できるようにしてほしい。	最新の船舶が有効かどうかシステムでは判別ができない為、 対応は困難	×
41	事務所 個別	A P A	A P A（指定地外／船陸／船舶間交通許可申請）業務で入力可能な交通者 （氏名・住所等）は20名分となっているが、荷役作業員や乗組員の人数が 20名を超えることが多いため、100名程度まで入力できるようにするか、ま たは氏名表を添付できる機能を追加してほしい。	関係省庁様の運用が異なるため、対応は困難	×
42	事務所 個別	その他	①船陸交通許可書、汎用申請を、携帯電話等の携帯端末にも、自動転送可能な 機能をつけてほしい。 ②また、船陸交通許可書、汎用申請、入出港業務等の許可書は、E X C型電 文ではなく、他の電文方式に変更してほしい。	①費用対効果の観点から、対応は困難 ②船陸交通許可書、汎用申請についてはE X Z型電文で対応 入出港業務については現行通りとする。	①× ②○